

【資料 1】

奄 美 大 島 海 区
漁業調整委員会資料
令和 4 年12月20日

【議題 1】

知事許可漁業に係る制限措置等について（諮問）

水 振 第 5 6 2 号
令和 4 年12月20日
(水産振興課扱い)

奄美大島海区漁業調整委員会会長 様

鹿 児 島 県 知 事

知事許可漁業に係る制限措置等の公示について(諮問)

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容等を定めたいので、漁業法第58条において準用する第42条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

○ さんご漁業						
漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	漁業を営む者の資格
さんご漁業	操業区域（別表の操業区域）	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	1 者	資源保護及び漁業調整上、地域（各海域）との調整が整っていると認められる者であり、かつ、当該漁業許可申請に係る対象船に付属する採取船が、目的とする深海さんごを選択的に採取することが可能と認められる者
申請すべき期間 令和5年1月11日（水）から同年2月10日（金）まで（予定）						

(別表) さんご漁業

操業区域

次の(1)から(5)で示される海域

(1) 宇治海域

次に掲げる1から6及び1の各点を順次に結んだ線により囲まれる海域。

ただし、共同漁業権区域を除く。

- | | | |
|---|--------------------------|------------------------|
| 1 | 北緯32度00分12秒，東経128度59分52秒 | (北緯32度00分，東経129度00分)の点 |
| 2 | 北緯30度40分13秒，東経128度59分52秒 | (北緯30度40分，東経129度00分)の点 |
| 3 | 北緯30度40分13秒，東経129度49分52秒 | (北緯30度40分，東経129度50分)の点 |
| 4 | 北緯31度00分13秒，東経129度49分52秒 | (北緯31度00分，東経129度50分)の点 |
| 5 | 北緯31度00分13秒，東経129度59分52秒 | (北緯31度00分，東経130度00分)の点 |
| 6 | 北緯32度00分12秒，東経129度59分52秒 | (北緯32度00分，東経130度00分)の点 |

(2) 三島村海域

次に掲げる3，4，7，8，9及び3の各点を順次に結んだ線により囲まれる海域。

ただし、共同漁業権区域を除く。

- | | | |
|---|--------------------------|------------------------|
| 3 | 北緯30度40分13秒，東経129度49分52秒 | (北緯30度40分，東経129度50分)の点 |
| 4 | 北緯31度00分13秒，東経129度49分52秒 | (北緯31度00分，東経129度50分)の点 |
| 7 | 北緯31度00分13秒，東経130度34分52秒 | (北緯31度00分，東経130度35分)の点 |
| 8 | 北緯30度55分13秒，東経130度39分52秒 | (北緯30度55分，東経130度40分)の点 |
| 9 | 北緯30度40分13秒，東経130度39分52秒 | (北緯30度40分，東経130度40分)の点 |

(3) 熊毛海域

次に掲げる8，9，10，12，13，14及び8の各点を順次に結んだ線により囲まれる海域。

ただし、共同漁業権区域を除く。

- | | | |
|----|--------------------------|------------------------|
| 8 | 北緯30度55分13秒，東経130度39分52秒 | (北緯30度55分，東経130度40分)の点 |
| 9 | 北緯30度40分13秒，東経130度39分52秒 | (北緯30度40分，東経130度40分)の点 |
| 10 | 北緯30度40分13秒，東経129度59分52秒 | (北緯30度40分，東経130度00分)の点 |
| 12 | 北緯30度00分13秒，東経129度59分52秒 | (北緯30度00分，東経130度00分)の点 |
| 13 | 北緯30度00分13秒，東経131度29分51秒 | (北緯30度00分，東経131度30分)の点 |
| 14 | 北緯30度55分13秒，東経131度29分51秒 | (北緯30度55分，東経131度30分)の点 |

(4) 十島村海域

次に掲げる15から22及び15の各点を順次に結んだ線により囲まれる海域。

ただし、共同漁業権区域を除く。

- | | | |
|----|--------------------------|------------------------|
| 15 | 北緯30度10分13秒，東経128度59分52秒 | (北緯30度10分，東経129度00分)の点 |
| 16 | 北緯29度00分14秒，東経128度59分52秒 | (北緯29度00分，東経129度00分)の点 |
| 17 | 北緯29度00分14秒，東経128度39分44秒 | (北緯29度00分，東経128度40分)の点 |
| 18 | 北緯28度39分46秒，東経128度39分44秒 | (北緯28度40分，東経128度40分)の点 |
| 19 | 北緯28度39分46秒，東経129度20分00秒 | (北緯28度40分，東経129度20分)の点 |
| 20 | 北緯29度00分14秒，東経129度20分00秒 | (北緯29度00分，東経129度20分)の点 |
| 21 | 北緯29度00分14秒，東経129度59分52秒 | (北緯29度00分，東経130度00分)の点 |
| 22 | 北緯30度10分13秒，東経129度59分52秒 | (北緯30度10分，東経130度00分)の点 |

(5) 奄美海域

北緯29度00分14秒(北緯29度)以南の鹿児島県海域。

ただし、次に掲げる17から20及び17の各点を順次に結んだ線により囲まれる海域並びに共同漁業権区域を除く。

- | | | |
|----|--------------------------|------------------------|
| 17 | 北緯29度00分14秒，東経128度39分44秒 | (北緯29度00分，東経128度40分)の点 |
| 18 | 北緯28度39分46秒，東経128度39分44秒 | (北緯28度40分，東経128度40分)の点 |
| 19 | 北緯28度39分46秒，東経129度20分00秒 | (北緯28度40分，東経129度20分)の点 |
| 20 | 北緯29度00分14秒，東経129度20分00秒 | (北緯29度00分，東経129度20分)の点 |

世界測地系よる位置。表右側()内は日本測地系よる位置。

■さんご漁業

【出典：鹿児島県網漁業の漁具・漁法概図（鹿児島県水産振興課作成）】

（２）無人艇

漁 法

作業海域明示のため中心位置に設標する。

母船に潜水艇を搭載し、漁場において潜水艇を潜航させる。

潜水艇は海底においてマニピュレーター（人間の腕と同じ動きをする）の先端に取付けているカメラにより、漁場を視察し、深海サンゴを発見する。

発見した深海サンゴを、母船ではモニターを見ながら、リモートコントロールでマニピュレーターを操作し採取する。

毎日の作業は午前、午後各１回、各回３～４時間

採取物を回収するため、作業母船から海底に採取籠を吊り下げ、潜水艇は採取物をこれに収めて海底での稼働率を高める。

